

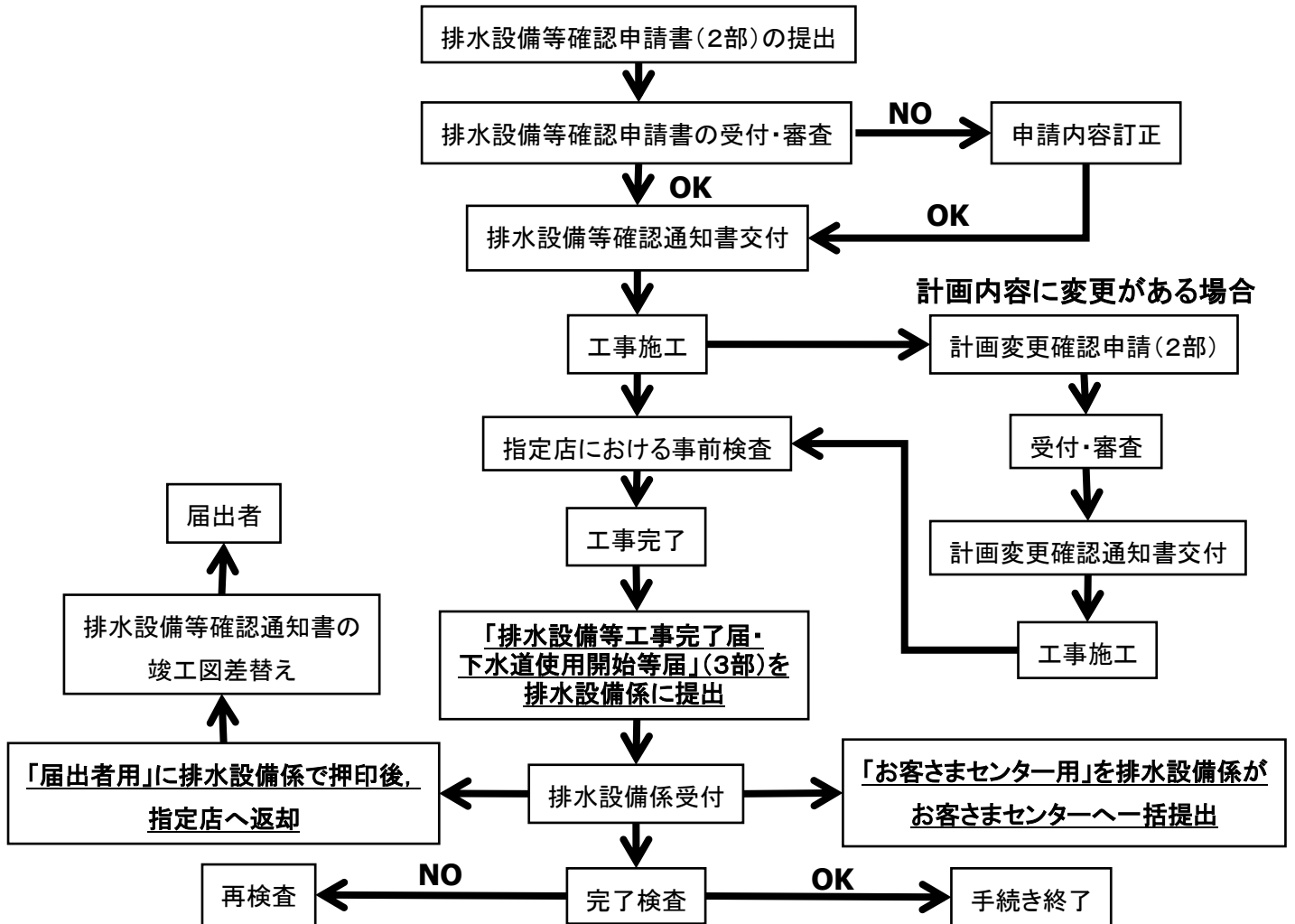
排水設備等計画確認申請の手引き

令和2年4月

盛岡市上下水道局

第1章 申請から完了検査までの流れ

1. 「一般的」申請の流れ

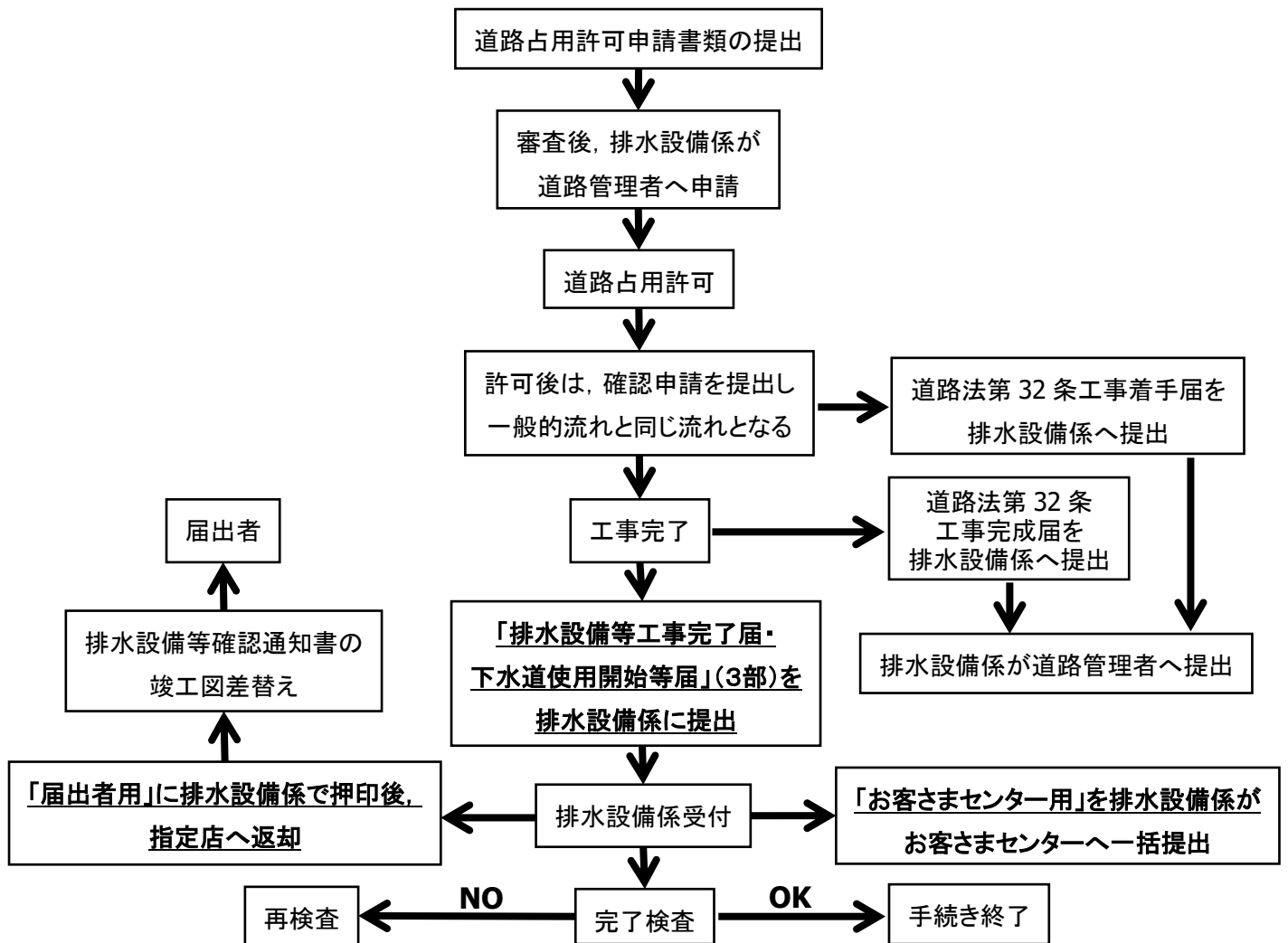


～手続き上、注意する点～

- (1) 「排水設備等確認通知書」は完了検査後、届出者へ渡すこと。また、当該書類の写しは指定店においても保管すること。
- (2) 「排水設備等工事完了届・下水道使用開始等届」3部のうち「届出者用」は、排水設備係で受付印を押印後、指定店に返却するので、返却された書類は指定店が届出者へ渡すこと。また、当該書類の写しは指定店においても保管すること。
- (3) 排水設備等の計画で大きな変更があった場合、工事が完了する前に排水設備等計画変更確認申請書」を提出し、変更の確認を受けること。
- (4) 指定店による社内での事前検査を行った後、竣工図を作成すること。

※軽微な変更が認められるのは、「排水設備等完了届」提出時点までである。完了検査時に、竣工図と現地が違っていた場合は、軽微な変更の内容であっても、不都合行為の対象となるので、注意すること。

2. 「道路占用許可申請」を伴う場合の申請の流れ



～手続き上、注意する点～

(1) 工事期間の表記について

工事期間について、東日本大震災復興工事の増大に起因する舗装本復旧工事の遅延が多発し、工期延長のみの変更申請が増えていることから、これまで標準としていた表記方法「許可の日から概ね30日間」ではなく、実際に完了できる日「〇〇月〇〇日まで」を記載すること。なお、標準の工事期間は概ね60日とする。

(2) 占用許可の所要日数について

占用申請から許可までの所要日数は、玉山地域を除く地域において警察協議が無いケースでは概ね7日間、警察協議が必要となる物件（縦断占用L=10.0m以上及び交通量の多い幹線道路の横断占用等）については概ね2週間（14日）、区画整理区域内では概ね10日間（各管理者との協議のため）を要するので、工事着手時期を考慮して申請すること。

(3) 着手届の提出時期について

着手届は、工事着手予定日の1週間前までに工事工程表及び工事責任者通知書・道路使用許可書（写し）を提出すること。

(4) 占用工事の内容変更について

占用工事の内容変更（工法・取付管位置等）が必要となった場合には、速やかに担当係員に報告し、指示を受けること。

(5) 占用工事完成届の提出期限について

占用工事完成届は、占用許可工期の満了日から5日以内（許可条件）までに必ず提出すること。

(6) 占用許可期間内に完了できない場合について

排水施設工事及び仮舗装復旧工事が完了し、天候等の理由により舗装本復旧工事のみが占用許可工期内に完了できなかった場合は、速やかに担当係員に報告し、指示を受けること。

(7) 占用工事完了後のしゅん工図提出について

占用工事が完了した場合は、盛岡市下水道工事標準仕様書第215条に基づき、下水道施設台帳図（S=1:500）に施工部分を赤書きした汚水しゅん工図を速やかに提出すること。

(8) 占用申請図の記載方法について

占用申請図に記載する表（下表参照）は平成28年度に変更しているため、記入漏れのないよう注意すること。

道 路 占 用 許 可 申 請 図	
占 用 目 的	公共下水道取付管新設工事
路 線 名	市道 ○○○○○○線
占 用 場 所	盛岡市○○○○○○地先（地内）
占 用 物 件	硬質塩化ビニール管φ150
占 用 管 延 長	VUφ150×○.○○m
歩 車 道 の 区 分	歩道 ・ 車道 ・ その他（ ）
舗 装 の 種 別	アスファルト舗装 ・ 未舗装
掘 削 面 積（㎡）	○.○○×○.○○=○.○○㎡
復 旧 面 積（㎡）	○.○○×○.○○=○.○○㎡
路 面 表 示 の 復 旧	有 ○.○○m ・ 無
道 路 規 制 方 法	片側交互交通 ・全面通行止・規制無
山 留 め の 有 無	有 ・ 無
工 事 の 期 間	許可の日～平成○○年○○月○○日
申 込 者	○ ○ ○ ○
工 事 事 業 者	名 称 ○○○○○○○○
	担 当 者 ○ ○ ○ ○
	連 絡 先 ○○○-○○○-○○○○

(9) 道路占用関係書類の内容と提出部数等について

① 占用許可申請

占用対象	添付書類	提出部数	備考
・盛岡市道	道路占用許可申請図 位置図 埋設物確認書	各2部 (各3部)	(警察協議が必要な場合)
・国道及び県道	道路占用許可申請図 位置図 埋設物確認書 道路台帳図(施工箇所明示) 保安施設設置計画書 現況写真(施工箇所明示) 排水設備計画図	各3部	※注意事項 岩手県管理の道路台帳図は、市の担当係員と一緒に事前協議して道路台帳図の交付を受けること。
・法定外道路	法定外道路占用許可申請図 位置図 埋設物確認書 公図写し(施工箇所明示)	各3部	
・水路	水路占用許可申請図 位置図 埋設物確認書 公図写し(施工箇所明示)	各3部	

② 着手届

占用対象	添付書類	提出部数	備考
・盛岡市道 ・法定外道路 ・国道及び県道	工事工程表 工事責任者通知書 道路使用許可書(写し) 保安施設設置計画書(国県道)	各2部	水路占用許可には着手届の提出はありません。

③ 完了届

占用対象	添付書類	提出部数	備考
・盛岡市道 ・国道及び県道 ・法定外道路 ・水路	工事写真台帳 掘削・埋戻し・路盤転圧状況 舗装の厚さ等がわかる写真	各2部	

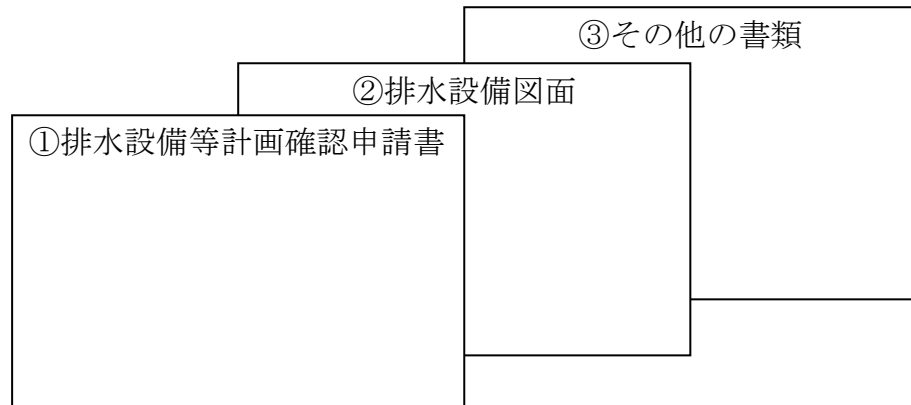
第2章 書類の作成

1. 排水設備等計画確認申請書の綴じ方

(1) 基本書類の種類

一番上から

- ① 排水設備等計画確認申請書（公共下水道はB 5判，農業集落排水はA 4判）
- ② 排水設備図（平面図，縦断図，立面図（排水負荷計算）等）
- ③ その他の書類



(2) その他の書類とは？

- ① グリースラップ計算書
- ② 阻集器等のカタログ（排水ヘッダーについては使用が一般的になってきているのでカタログ添付の必要は無し。ただし，平面図には排水ヘッダーの位置を明記する。）
- ③ 物件設置許可書（写し）
- ④ 公設ます等譲渡承諾書（原本2枚）
- ⑤ 念書（副本には念書の写し）
- ⑥ その他，審査担当係員が必要と判断した書類

(3) 綴じ方

- ① (1)の①から③の書類をまとめて，書類上部（長辺）をホチキスで2箇所留める。
- ② (3)の①でまとめた書類を2部（正本，副本）作成する。（正本は上下水道局保管，副本は届出者に返却するものである。）
- ③ 作成した2部をまとめ，書類左上1箇所をホチキス留めする。

※既設図面がある場合

給排水課排水設備係の書棚に当該申請箇所の過去の申請や既設図面がある場合は，上記で作成した正本の後ろに既設図面等を加えて，書類上部真ん中で1箇所留める。最後に，2部（正本，副本）をまとめ，書類左上1箇所をホチキス留めする。

第3章 排水設備計画図面の書き方

1. 図面構成

- (1) 位置図
- (2) 届出者情報
- (3) ます表
- (4) 平面図（広大な敷地の場合は配置図を追加する。）
- (5) 断面図（公設汚水ますの取出し等，構造の確認上，作成を求める場合がある。）
- (6) その他必要な図面

※用紙の大きさについて

- ① 用紙サイズはなるべく申請書と同じサイズ又は同列判とすること。
例) 申請書：B 5判 ⇒ 図面：B 5判又はB 4判
- ② 申請書がB 5判で図が入りきらずA 3判横にする場合は，B 5判用紙の長辺に合わせて用紙上側を折り，さらにB 5判に折り畳んで綴じること。
- ③ 図面の写しを交付する関係上，なるべく1枚の用紙に入るように，図を配置すること。

2. 位置図

- (1) 紙面の上を北とすること。
- (2) 申請地は赤書で明記すること。
- (3) 目標物（バス停，橋，交番，学校等）を明示すること。
- (4) 最寄りの交差点から何番目の宅地か分かるようにすること。
- (5) 検査担当係員が当該位置図で現地まで辿り着けるかを想像して，思いやりを持って作成すること。
- (6) 無断複製が禁じられている住宅地図等を使用する場合は，位置図を別葉として作成すること。

3. 届出者情報

- (1) 届出者氏名
- (2) 設置場所
- (3) 水栓番号
 - ① 確認申請提出時に確定していない場合は「申請中」と書くこと。
 - ② 竣工図の訂正が無い場合は，ボールペンで「申請中」を消し，水栓番号を記入すること。
 - ③ 竣工図の訂正がある場合は，ボールペンでの記入は不可とする。
- (4) 工事施工者名

第4章 完了検査の実施方法について

1. 完了検査の実施方法

- (1) 排水設備の完了検査の実施方法については、基本的に屋外排水設備及び阻集器とする。排水管及びます等の状態を検査することから、ます蓋をあらかじめ開けておくこと。また、完了検査の立会いは、担当する排水設備工事責任技術者を含め複数で対応すること。
- (2) 「撤去工事」又は「公設汚水ますの取出しのみの工事」の完了検査は写真検査とする。
- (3) 写真はデジタルカメラで撮影すること。フィルム写真は不可とする。
- (4) 「公設汚水ます+宅内ます」の場合は、上記(1)の検査を行う。
- (5) 「撤去工事」及び「公設汚水ますの取出しのみの工事」の完了後、それ以降の工事を引き継ぐ指定店は、工事着手前に現地を点検し、計画確認通知書の図面と相違があった場合は、工事着手前に給排水課排水設備係へ報告を行うこと。（工事着手後の報告では、前回の工事を行った指定店にやり直しの指導ができなくなるため。）

2. 写真検査の注意点

写真撮影に当たっては、工事記録写真撮影要綱に準じて撮影すること。

(1) 撤去工事の写真検査

① 写真枚数は3枚。

(ア) 着工前写真

- ・場所が分かるよう全景に公設汚水ますが入るように撮影する。

(イ) 撤去後写真

- ・キャップ止，モルタル詰め等をした写真

(ウ) 完成後写真

- ・埋め戻した写真

② 全ての写真に工事用黒板を入れる。

工事用黒板の内容は、

(ア) 工事件名・・・（〇〇〇様 排水設備撤去工事 等）

(イ) 工事場所・・・（盛岡市□□町〇〇－〇〇 等）

(ウ) 工事内容・・・（排水設備撤去後の公設汚水ますキャップ止め工 等）

(エ) 下水道指定工事店名

(オ) 工事施工日

(2) 公設汚水ますの取出しのみ工事の写真検査

① 写真枚数は6枚を原則とする。

(ア) 着工前写真

- ・場所が分かるような全景の写真。

(イ) 本管取出し部分

- ・穿孔後、本管に支管を取り付けた写真。

(ウ) 取付管全体写真

- ・本管から、公設汚水ますまでの取付管の写真。ただし、本管の深さが深い場合は、取付管の一部で構わない。

(エ) 公設汚水ます拡大図

- ・縦管を取り付ける前の、ますの内部が分かる写真。
- ・スタッフは立てる必要ない。

(オ) 公設汚水ます深さ測定写真

- ・公設汚水ます内部にスタッフを入れて、ピンポール等により深さが読み取れる写真。
- ・公設汚水ます周辺は土盛をしても構わない。

(カ) 完成写真

- ・公設汚水ます周辺を埋め戻し、整地した写真。
- ・市章が確認可能な写真。

② 全ての写真に工事用黒板を入れる。

工事用黒板の内容は、

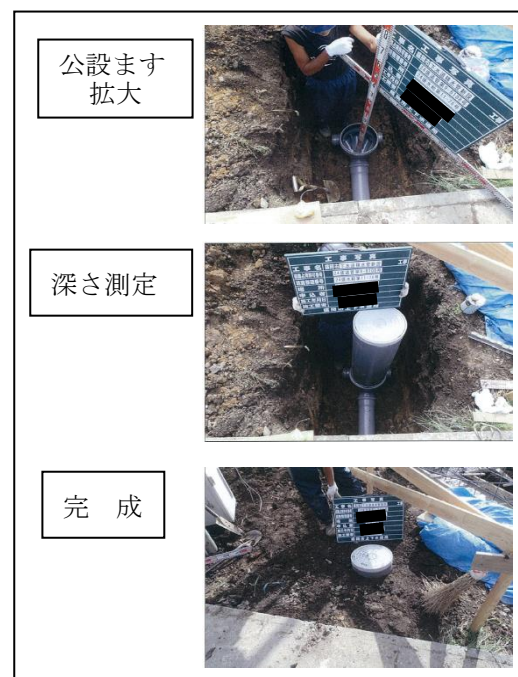
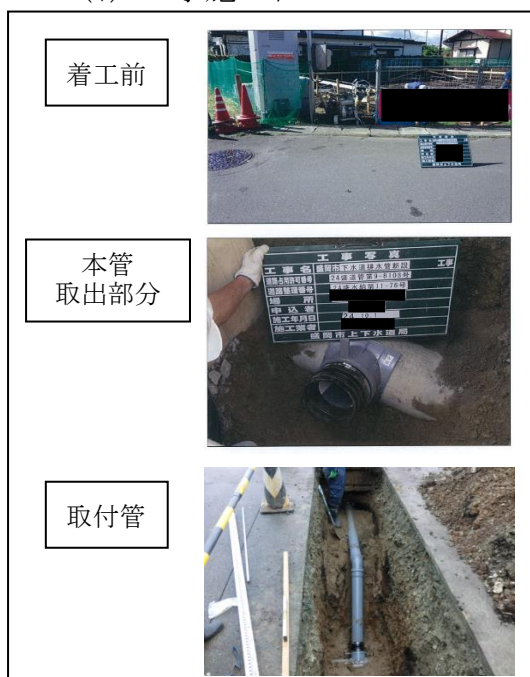
(ア) 工事件名・・・(〇〇〇様 排水設備設置工事 等)

(イ) 工事場所・・・(盛岡市□□町〇〇-〇〇 等)

(ウ) 工事内容・・・(支管取付工, 公設汚水ます設置工 等)

(エ) 下水道指定工事店名

(オ) 工事施工日



第5章 その他の注意事項

- (1) 計画確認申請書は、1建築物1申請とすること。
- (2) 宅地分譲等で新規に公設汚水ますのみの取出しは、1公設汚水ます1申請とすること。
- (3) 宅内ますによる、複数宅地へのますの取出しに関しても、原則1宅地1申請とすること。なお、申請書及び図面の書き方は事前に審査担当係員と協議すること。
- (4) 「排水設備等工事完了届・下水道使用開始等届」の受付は16時までとしているので、16時以降は翌日提出すること。
- (5) 「排水設備等工事完了届・下水道使用開始等届」は排水設備工事完了日から5日以内（土・日、祝祭日を含む）に提出すること。
- (6) 新規に公設汚水ますを取出した全ての工事に関しては、竣工図を2部提出すること。
- (7) 公設汚水ますの取出しによる道路占用許可申請は、1つの申請で近接する複数の箇所の申請が可能であること。
- (8) これまで図面に記載することとしていた給湯タンクの種類（電気・ガス・灯油・ハイブリット等）については、省略すること。
- (9) 内副管の使用に関しては、スリムタイプの内副管を使用すること。また、内副管の使用条件は「排水設備の設計基準平成30年度版」を参照すること。
- (10) 宅盤高さを切り下げることにより公設汚水ますの深さが浅くなる場合、原則公設汚水ますの深さは1.00m以上とする。なお、1.00mより浅くなる場合は審査担当係員と協議すること。
- (11) 排水設備等計画変更確認申請が必要となる具体例は次のとおりである。
 - ① 排水経路が建物の右側から左側に大幅に変更する場合
 - ② 公設汚水ますの内径、材質又はインバート方向を変更する場合
 - ③ 公設汚水ますの位置又は深さを変更する場合
 - ・20 cm以上の前後左右の変更
 - ・10 cm以上の嵩下げ又は嵩上げ
 - ④ ますの数が3個以上増える場合（工作物を避ける場合等）
 - ⑤ 間取りや用途等、建物の構造が変更された場合

- (12) 完了届と同時に変更申請を提出する場合、又は完了届受付時点で変更申請の手続きが必要と指摘された場合は、不都合行為の対象となるので注意すること。
- (13) 軽微な変更が認められるのは、完了届提出時の図面の差替えの時までとしている。完了検査時に、竣工図と現地が違っていた場合は、軽微な変更の内容であっても不都合行為の対象となるので注意すること。（社内で事前検査を徹底させること。）
- (14) 完了検査の受検は、排水設備等完了届提出の翌日以降6ヶ月以内に行うこと。
- (15) 外構工事が終わっていない状態で上下水道の使用を開始する場合であっても、「排水設備等工事完了届・下水道使用開始等届」は受付するので、排水設備工事完了後、速やかに提出すること。ただし、外構工事完了後、速やかに竣工図を作成・提出のうえ、完了検査を受検すること。なお、外構工事の遅れにより、完了検査の受検が6ヶ月を越えることが見込まれる場合は、事前に検査担当係員に申し出ること。
- (16) 完了検査日時の受検予約は電話でも構わないので、検査日から起算して3日前までに予約を行うこと。なお、検査日前日までに竣工図の審査を終了させておくこと。
- (17) 「排水設備完了検査受検申込書」の提出は、完了検査日前日の16時までに検査担当係員に渡すこと。
- (18) 完了検査は、現地集合、現地解散であること。
- (19) 完了検査に当たり、事前に受検対象申請者等に次の事項について説明を行うこと。
① 受検内容（建築物の外の排水設備の検査）
② 受検後、「排水設備設置済章標」を玄関に貼ること
- (20) 各種申請書及び図面の訂正は訂正の指示があった日の翌日以降14日以内に行うこと。
- (21) 「計画確認申請通知書」及び「排水設備等工事完了届・下水道使用開始等届」の原本は確実に届出者に渡すとともに、指定店では写しを保管しておくこと。
- (22) 正本及び副本を含む申請書及び届出書の上部には申請者等の捨印の押印が必要であること。
- (23) 給排水課のコピー機は無断で使用せず、コピーが必要な場合は排水設備係職員に依頼すること。

- (24) 申請者等又は建築主への物件の引き渡しには、指定店も現地立会を行い、宅内ますの上インターロッキングやアスファルト舗装、ウッドデッキ、物置等など、完了検査や清掃、維持管理の支障となる物の設置をしないように説明を徹底すること。また、やむを得ず物置やウッドデッキを設置する場合は、宅内ます蓋の開閉が容易にできるように床に点検口を設けること。
- (25) 完了検査時に、前記(24)のような障害物によって検査ができなかった場合は、障害物の撤去後に改めて完了検査を実施する。
- (26) 「計画確認申請通知書」又は「排水設備等工事完了届・下水道使用開始等届」の提出に当たり、審査・検査担当係員が不在の時は、担当係員の机に置かず、他の排水設備係職員に提出すること。
- (27) 排水設備の設計、申請書の提出、書き方等で不明な点がある場合、独断で判断はせずに、事前に確認、相談又は協議を行うこと。